

北海道身体障害者新聞

発行人 (社)北海道身体障害者福祉協会 会長 赤坂勝
札幌市中央区北2条西7丁目(かてる2-7)
電話 011-251-1551
ホームページ www.hokusinkyo.or.jp
北海道障害者社会参加推進センター
電話 011-251-9302
毎月 25日発行
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
非会員 同 2,000円

平成二十二年 身体障害者・知的障害者 相談員等専門研修会を開催

九月二十一日(火)、(社)北海道身体障害者福祉協会が北海道からの委託を受けて実施する「平成二十二年身体障害者・知的障害者相談員等専門研修会」が、全道各地から身体障害者相談員四十名、知的障害者相談員十二名、地域相談員一名の計五十三名が参加して、札幌市内の道民活動センタービル四階大会議室で開催された。開催概要は次のとおり。なお、この専門研修会は、身体障害者相談員、知的障害者相談員及び地域相談員が障がい者からの更生支援に関する相談に必要知識・面接技術などの修得の機会を設け、相談員の全道統一的な資質の向上を図ることを目的に毎年開催してきており、今年度から地域相談員も対象になった。

【主催者の挨拶要旨】

開催に当たり主催者である北海道福祉局障がい者保健福祉課課長の代理として東秀明主幹から、出席された相談員の方々に向けて、日頃の相談業務に対するお礼を述べた後、「道にお



東秀明主幹 成二十一年度から二三年度までを計画期間とする「第二期北海道障がい者福祉計画」に基づき、障がいのある方々の施設や病院から地域への移行や就労支援の推進、社会参加の促進等に向け、障がいのある方々が自立した生活を営むことが出来るよう様々な取組を推進している。また、本年四月に本格施行された「北海道障がい者条例」に基づき、相談員の皆様のご協力をいただきながら、障がいのある方々の権利擁護や暮らしやすい地域づくりの推進が図られるよう、障がいや障がい者に対する道民の理解の促進と障がい者施策の一層の充実に努めてまいりたい。」と挨拶した。

【行政説明の概要】

続いて、同課加藤英明主査から「身体障害者・知的障害者相談員等」と題して、配付資料を活用しながら、

①身体・知的障害者相談員の業務、障がい者に関する法令の主なもの、「障がい者」の定義などのほか、
②障害者自立支援法のポイントや厚生労働省の新しい制度の検討状況など最新の情報を含め説明があった。



加藤 英明主査

③その後、「地域相談員」の設置理由、位置付けと役割、相談業務などのほか、「地域づくり委員会」への協議申立て等の状況について、詳しく説明があった。

【弁護士による講演概要】

続いて、札幌弁護士会所属の福田友洋弁護士(弁護士法人佐々木総合法律事務所)から「障害者の権利と法律」と題して講演



福田友洋弁護士

平成22年度盲ろう者通訳・介助員養成講座の受講者募集

- 1 受講対象** この講座は、盲ろう者(「視覚と聴覚について重複して障がいのある重度の盲ろう者」をいいます。)の福祉に理解と熱意を有する者に対し、盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術等の講習を行うことにより、通訳・介助員を養成し、盲ろう者の福祉の増進に資することを目的としています。このため、受講対象者は、養成講座の全ての受講が可能な20歳以上の者で、終了後、通訳・介助員として登録し、派遣を担う意思のある方とします。
- 2 主催** 北海道・社団法人北海道身体障害者福祉協会
- 3 協力** 社会福祉法人全国盲ろう者協会、札幌盲ろう者福祉協会
- 4 募集定員** 30名(養成講座の趣旨を踏まえて選考します。)
- 5 開催日時** 平成22年12月18日(土)～12月20日(月)の3日間
- 6 日程表** 下記のとおり。
- 7 受講料** 無料。ただし、テキスト代などの自己負担(3,500円)あり。
- 8 募集期間** 平成22年11月1日(月)～11月26日(金)
- 9 申込方法** 所定の申込書の用紙に必要事項を記載の上、申し込んでください。
- 10 問合せ先** 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル4階 社団法人北海道身体障害者福祉協会 電話 011-251-1551 FAX 011-251-0858

【日程表(案)】

開催日時	場所	講義等
12月18日(土) 9時30分～17時	道民活動センタービル4階 大会議室	開講式・オリエンテーション 講義(盲ろう者福祉概論・コミュニケーション論) 講義(盲ろう者として) 実技(盲ろう者疑似体験)
12月19日(日) 9時～17時	道民活動センタービル4階 大会議室	講義(盲ろう者と手話) 講義(盲ろう者と音声) 講義(盲ろう者と筆記) 実技(食事実習) 実技(コミュニケーション実習(手話、筆記、音声))
12月20日(月) 9時～16時30分	道民活動センタービル4階 大会議室	実技(盲ろう者の移動介助) 講義(通訳・介助活動について) 実習(通訳・介助の実習) 説明(派遣事業について) 閉講式(修了証授与、閉講あいさつ)

があつた。概要は、「障害者を保護する法律」、「刑事責任と民事責任の概要」、「刑事責任」、「民事責任」、「弁護士相談をためらう三つのバリア」の五つの分野に分け、その中でも特に「民事責任」については、障がい者から相談が多く寄せられる①相談・遺言、②借金、③成年後見について具体的なトラブル事例を挙げながら、どのように対応すればよいのか、判りやすい説明があつた。



コミュニケーションの実技風景

【コミュニケーションナビゲーターによる講演・実技の概要】
午後からは、MIW工房コミュニケーション・ナビゲーターの姉帯美和子さんから「心がけたいコミュニケーションのつぼ」と題して講義・実技講習が行われた。講師の指示により開始前に受講者全員が胸元に名札を付けて、また、机を会場の隅の方に整頓して、椅子に座りながらの

講義・実技となつた。最初に、姉帯講師から「コミュニケーションのつぼ」について基本的な講義があり、その後、「みんなでかかわる時に大切なこと」立場や見方(視点)の違いを尊重し、共有する、「コミュニケーション」で大切なのは「自己開示」と「分かちあひ」、「だれもが自分らしく主体的に生きるためにアサーティブネスを支える権利」、「自分も、相手も大切にコミュニケーションの五つのポイント」、「ひとつの話をちゃんと聴ける人をめざそう」というテーマごとに、講義と実技が行われ、受講者全員が胸元に名札を付けて、また、机を会場の隅の方に整頓して、椅子に座りながらの講義・実技講習が行われた。

社団法人日本義肢協会会員

株式会社 札幌義肢製作所
代表取締役 関 喬
札幌市中央区南三条西六丁目
電話代表(011)241-0986

札幌義肢製作所旭川支店
支店長 舛田裕司
旭川市五条通十二丁目
電話(0166)241-5333

有限会社 野坂義肢製作所
札幌市中央区南三条東四丁目
電話(011)221-1406

有限会社 河笠義肢製作所
小樽市長橋四丁目七番二十九号
電話(0134)221-3042
(0134)317-0026

株式会社 馬場義肢製作所
函館市豊川町一五の二
札幌市北區太平七条二丁目
室蘭市母恋北町一三の六
釧路市富士見一五の九
電話(0143)221-3042
(0143)317-0026
(0154)411-3546

株式会社 田村義肢製作所
札幌市中央区北四條東五丁目
電話(011)241-0127
帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地
電話(0155)271-2489

有限会社 三愛義肢製作所
岩見沢市志文町九二三番地二六
電話(0122)221-2643
帯広営業所 帯広市大川町三〇番地一
電話(0155)241-2577

株式会社 協和義肢製作所
岩見沢市三条西八丁目
電話(0122)221-3739
FAX(0122)241-7618

有限会社 美唄義肢製作所
代表取締役 松田清勝
美唄市東七条北四丁目七番九号
電話(0126)621-0931

有限会社 千葉義肢製作所
釧路市若草町七番二号
電話(0154)221-3811
FAX(0154)251-9588

「ご協力を」町内会の回覧協力による日身連収益事業は、あなたの協会に還付されております。

お困りのときはぜひ相談ください(2)おわり

平成二十二年四月一日から北海道障がい者条例(通称)が全面施行され、障がい者による虐待や差別、様々な暮らしづらさについて解決を図るため、「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」が活動を始めています。虐待があった場合、障がい者による差別・不利益な扱いがあった場合、日常生活での暮らしづらさがある場合は、最寄の地域づくり委員会事務局(北海道総合振興局又は振興局の社会福祉課)にご相談ください。今回は、「地域づくり委員会」への協議等の手順などについて説明します。

■申立書を受理した場合

申立書を受理した「地域づくり委員会」事務局では、市町村と連携するとともに、既存の救済制度での対応を含めた事案の整理を行った上で、「地域づくり委員会」での協議が必要な場合は次の手続きに沿って協議などを行います。なお、「地域づくり委員会」では、権利擁護に関する申立てについては非公開で、また、暮らしづらさ等の地域の課題については原則公開で協議を行います。

▼手順① 申立て

誰でも「地域づくり委員会」

に協議等の申立てを行なうことができます。申立て先は、各地域の総合振興局又は振興局の社会福祉課です。

※ 相談は電話でもできますが、申立ては文書(協議等申立書)で行います。なお、困りごとは、お住まいの市町村でも相談を受け付けています。

▼手順② 調査

申立て内容の事実について確認するため、当事者である申立人、暮らしづらさの原因とされた人などに面接し、聴き取りを行います。

▼手順③ 協議・あつせん(非公開)

「地域づくり委員会」では、調査で確認した事実や当事者の主張等をもとに、当事者双方の参加を求め、中立公平な立場から話し合いによる解決を目指します。暮らしづらさがある場合、障がい者と同じ障がいのある人など(参考人)も参加します。

▼手順④ 指導

「地域づくり委員会」が「著しい暮らしづらさ」があると認められた人に対し文書による指導を行います。

▼手順⑤ 知事による改善勧告と公表

指導によっても改善されない虐待や障がい者の権利に重大な支障を及ぼすものについては、知事が改善するよう勧告を行うことができます。勧告によっても改善されない場合は、勧告内容の公表を行うことができます。

身障相談員連絡協議会総会

九月二十一日(火)、札幌市内で「北海道身体障害者相談員連絡協議会総会」が開催され、次のとおり決定された。

- ①平成二十一年度事業報告・決算報告・会計監査報告
- 平成二十一年度実施した事業及び決算、監事監査の結果報告があり、協議した結果、原案どおり承認された。
- ②平成二十二年事業計画(案)、収支予算(案)

平成二十二年年度の事業計画案及び予算案を協議した結果、原案どおり承認された。なお、次のような意見が出され、今後、幹事会で予算との関連もあるのを検討をお願いすることとした。

【提案された意見】

今日の専門研修会や総会に出席できる会員は僅かしかいないので、各地域で開催されている相談員研修会の終了後に、今日の総会のような場(学習会、情報交換会等の場)を作って欲しい。

第五十二回として紹介する協会は、網走地区滝上分会(小谷孝一分会長)です。同分会については昨年度も紹介しています。今回は、九月十四日から十六日にかけて親睦研修旅行が行われ、この旅行に参加した清水美知江さんの感想文を添えて投稿があったので、皆さんに紹介します。

町村協会だより 52 (網走地区滝上町) 親睦研修旅行の旅

清水美知江さんの感想文

連日の猛暑もやっと終り初秋の心地良い風を感じる九月十四日「身体障害者滝上分会」の会員参加者二十三名の期待と楽しみにしていた旅行の当日となりました。前任の会長加藤四郎様宅の前に集合。途中、二、三ヶ所待ち合わせの人と合流。一路、定山溪へと出発しました。砂川にて昼食、二時半には「滝野すずらん丘陵公園」へ着きました。金ろ梅・這松・黄色コスモス、その他の花々の群落が一面に広がっています。面積、四百ヘク

タール、甲子園の七十ヶ位の広さ、国立公園十六ヶ所の中に唯一の北海道に有る国立公園です。足の悪い人達は、そこそこそぞろ歩きに見学し、健脚の人はゆるやかな登り道を歩いて、全景を満喫したとの事、加藤さんの詳しい説明に、無理をしても行きたかった、と思うも後の祭りでした。午後四時には定山溪の山溪苑に到着、和やかに夕食の宴、自慢のカラオケも聞き、六時より八時までの賑やかな宴会を終えました。旅行二日目朝九時十分に宿を



藻岩山慰霊碑の前で (H22.9.15)

出て、今回の旅の第一の目的「藻岩山慰霊碑」戦没者のお参りの墓誌の前に立つ事ができました。以前に参拝した事のある、副会長の尾藤さんより詳しくお話を聞き予備知識を得ての御詣りです。昭和四十年に建立、激戦地沖繩の戦死した方の中にわが町出身者が四十一名祀られ、沖繩の珊瑚のかけらを名前の台石にはめ込んでいるとの事、今回の旅行者の中には、血縁の人、

文芸

短歌

野鳥の鳴き音に安らぎ知りて
ひとときの湖面の青さ心溶けゆく
久々に夫と訪ねし日本海
利尻富士山波間に浮ぶ
霜風に吹かれし枝のどんぐりも
落ちて踏まれし老いて寂しく
銅路市 松橋 幸子

俳句

恵庭市 西島 明
鮭跳ねてふと夕星の濃かりけり
向き会ふて上辺つくるふそる寒
盛り塩の籬の切れ目銀杏散る
銅路市 松橋 幸子
徳島のすだち土産に婿来たる
我流の押花つくり露草摘む
枝豆や三粒の莢に目を細め
川柳
北広島市 本多 司
大将を売出す北の三代目
貯金七執念ハムが意地を見せ
宮崎知事身売り巧みに演出し
誕生日昭和指折り懐古する
竜巻の奇襲が絶えぬ事件事故
江別市 戸原 寿夫
けふの空けふの風あり柿の秋
水音のしづけさにある秋思かな
秋蟬の声かき消して荒瀬かな
全開の窓に晩夏の月ひとつ

- ③役員改選(新役員)。
- 会長 瀧山 征治(銅路市)
- 副会長 篠山 准子(宗谷振興局)
- 同 八木 橋幸(江別市)
- 同 高橋 延好(帯広市)
- 同 佐藤 芳太郎(北見市)
- 同 高橋 正子(美唄市)
- 同 田辺 明子(函館市)
- 同 宮下 勇(深川市)
- 同 伊東 ミツ子(千歳市)
- 同 鈴木 宏(北広島市)

印刷・クリーニング・縫製のご用命は
社会福祉法人 北海道リハビリ
身体障害者授産施設 リハビリ・エイト
身体障害者授産施設 リハビリ・クリーナース
障害福祉サービス事業所 リハビリ・おおぞら
身体障害者授産施設 札幌ワークセンター
地域活動支援センター ポールス
障害福祉サービス事業所 セルプさっぽろ (ウエルプラザやまはな)
施設利用ご希望の方はお気軽にご相談ください
法人事務所 北広島市西の里507番地1
TEL (011) 375-2111 (代) FAX (011) 375-4051

安心と実績で全道をネットする
認定補聴器専門店
岩崎電子 補聴器センター
本店 札幌市中央区南2条3丁目 東南カド
札幌駅前 札幌市中央区北3条西2丁目 ホクノービル5F
新札幌店 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目 ホクノービル5F
手稲店 札幌市手稲区前田1条12丁目
旭川店 旭川市宮下通9丁目 キタノビル5F
函館店 函館市杉並町8-20 オカダビル
苫小牧店 苫小牧市表町5丁目5-1
室蘭店 室蘭市中島町3丁目25-1 TMビル
お問い合わせ 0120-231-282
本社 岩崎電子株式会社
札幌市中央区南2条西3丁目南東カド

NISSIN 株式会社
ニッシン自動車工業
北海道支店
岩見沢市志文町九二二二二
電話 (011) 261-2311 011-261-0805
リフト付き車両での移送サービスと障害者ヘルパー派遣
介護保険に関するお問い合わせ、お申し込みは

HOP ホップ障害者地域生活支援センター
札幌市東区北二十条東一丁目五十一大西ビル一階
TEL (011) 748-1622
FAX (011) 748-1621

クリーニングは光生舎
光生舎 クリーナース
光生舎 ワークショップ
光生舎 エルム・ライニング
光生舎 ライト・スラザ
光生舎 メディック・エル
光生舎 クリーン・セブン
光生舎 スラザイン・サッポロ
光生舎 虹の星
光生舎 虹の星 デザイン・サービスセンター
光生舎 フォーレビル
ケアハウス すいこう
○施設の利用を希望される方は
お気軽にご相談下さい。
連絡先 (社) 北海道光生舎
電話 0125-32-3221
電 厚生部

株式会社 岩見沢義肢
リフト付貸切バス
ハートケア福祉タクシー(ストレッチャー対応)
株式会社 ライフパス
札幌市北区篠路一条八丁目六番三〇号
電話 (011) 772-1471
FAX (011) 772-1471
札幌市中央区南一条西三丁目一五五番
電話代表 (011) 261-2311